

# 中国における外貨管理規制と税務

Issue 10, June 2022

## In brief

2013年8月までは、中国企業が国外へ非貿易取引の送金を実行するにあたり、原則として、送金取引に係る事前の納税および銀行への納税証明書の提出が義務付けられていました。同年9月以降、1回あたりの非貿易取引の送金額が5万米ドルを超える場合には、税務当局へ税務備案を届け出て税務当局による收受の押印後、他の資料とともに銀行へ提出する必要がありますが、送金金額にかかわらず事前の納税は不要となりました。

この緩和政策によって、このような非貿易対外送金が認められないといった事例はかなり減ったものの、依然として認められない事例が散見されます。

本ニュースレターでは、中国の非貿易対外送金に係る外貨管理規制と税務との関係について解説します。

## In detail

### 1. 外貨管理規制の概要

中国外貨管理条例において、中国国内の企業または個人が中国国外へ送金する場合には、外貨管理当局の批准または届出が必要であると規定されています(本ニュースレターでは、企業が対外送金を実行することを前提として解説します)。実際の外貨送金業務は、中国人民銀行から指定された銀行においてなされます。銀行は、中国人民銀行が公布した「外貨売買および送金管理規定」に従ってその業務管理を実行する義務を負っているため、本規定の違反を回避するために、これよりも保守的な立場を取り、外貨送金を実行する企業に対して、より厳格な資料の提出を求めるケースが見受けられます。

### 2. 取引分類における外貨管理規制上の問題点

中国企業が実行する外貨取引は、貿易取引と非貿易取引に係るものがあります。

まず、貿易取引のうち主なものとして貨物輸入取引が該当します。中国において通関しさえすれば、中国企業は、対外送金申請の必要資料である税務インボイスや通関時に作成した資料が既に存在するため、これらを適時に銀行へ提出できます。よって、銀行への申請の遅延は生じにくいといえます。仮に、送金期限を長期間徒過する場合には、送金が認められない可能性があります。

非貿易取引のうち主なものは、役務提供対価、配当、使用料の支払が該当します。これらは通関を経ない取引であるため、企業は自ら資料を作成する必要があり、資料作成に想定以上に時間を要すると、銀行への申請が遅延する恐れがあります。さらに、申請は適時に実行したものの、銀行が審査した結果、対外送金の目的の合理性・妥当性がないと判断される場合には、送金が認められません。対外送金が認められない事例の多くは、非貿易取引に係るものです。

### 3. 非貿易対外送金と税務との関係

#### (1) 非貿易対外送金に関する税務手続き

2013年8月までは、中国企業が非貿易対外送金を実行するにあたり、原則として、送金取引に係る事前の納税および銀行への納税証明書の提出が義務付けられていました。同年9月以降、1回あたりの非貿易取

引の送金額が5万米ドルを超える場合には、中国企業は、税務当局へ対外支払税務備案(以下、税務届出)を提出し、税務当局による収受の押印後、他の資料とともに銀行へ提出する必要があります(国家税務総局・国家外貨管理局公告(2013)40号「サービス貿易等項目対外支払い税務備案に関する公告」)。

規定上、送金金額にかかわらず事前の納税は不要となりました。しかしながら、未だに一部の銀行また税務当局が対外送金前に納税の完了を要求する場合がありますため、注意が必要です。

さらに、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の最近の状況を鑑みて、税務届出に係る手続きの簡素化が図られ、同契約下での対外送金の初回のみ税務届出を実行すれば、2回目以降に係る届出が免除されることになりました(国家税務総局・国家外貨管理局公告(2021)19号「サービス貿易等項目対外支払い税務備案に係る補充公告」)。

## (2) 中国における損金算入と対外送金との関係

以下の項目は、税務上、損金不算入となる可能性があります。また、銀行が以下のような損金不算入に該当する経費の対外送金を認めないケースがあるため、十分に留意する必要があります。

- 経営指導料  
例えば、日本本社は中国子会社に対して経営指導料を請求することがあります。この場合、経営指導料は管理費に分類され損金不算入として扱われます(中国企業所得税法实施条例49条)。
- 営業コミッション  
仲介企業への支払いではない限り営業コミッションは損金不算入として扱われます(財税(2009)29号通達)。

これらに加え、立替金を精算する場合も対外送金が認められないケースがあります。さまざまな原因が考えられますが、その1つとして、請求元企業が保管している請求書や領収書などの原始証憑を提出できないことが挙げられます。

## (3) 対外送金が認められない場合の対処方法

まずは、中国税務当局と交渉し必要な書類を準備することで、滞っていた未送金が実行されることがあります。それでもなお、対外送金が認められない状況が一定期間経過する場合には、税務調査において、送金未実行の蓋然性が高いとみなされ、中国企業において会計帳簿に計上されている未払金を益金算入するよう要求されることがあります。この結果、中国企業の税負担が増加するため、留意が必要です。

---

## The takeaway

昨今でも、依然として非貿易取引の対外送金が認められない事例が散見されます。その原因が税務であることも少なくなく、税務当局との交渉を含めて正しく対処していく必要があります。また、将来において、対外送金を確実に実行するためには、法令や銀行の要求にあった対外送金プロセスを、各企業内にて構築することが重要といえます。

---

## Let's talk

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては、当法人の貴社担当者もしくは下記までお問い合わせください。

### PwC 税理士法人

〒100-0004 東京都千代田区大手町一丁目 2 番 1 号 Otemachi One タワー

[www.pwc.com/jp/tax](http://www.pwc.com/jp/tax)

パートナー  
白崎 亨

シニア マネージャー  
佐々木 敏子

## China Tax Update

PwC 税理士法人は、企業税務、国際タックス、M&A 税務、税務業務のデジタルトランスフォーメーション (DX) などを含む幅広い分野の税務コンサルティングにおいて、PwC グローバルネットワークと連携しながら、ワンストップでサービスを提供しています。国内外のプロフェッショナルの知見と経験を結集し、企業のビジネスパートナーとして重要な経営課題解決を包括的にサポートします。

PwC は、社会における信頼を築き、重要な課題を解決することを Purpose (存在意義) としています。私たちは、世界 156 カ国に及ぶグローバルネットワークに 295,000 人以上のスタッフを擁し、高品質な監査、税務、アドバイザリーサービスを提供しています。詳細は [www.pwc.com](http://www.pwc.com) をご覧ください。

本書は概略的な内容を紹介する目的のみで作成していますので、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。

© 2022 PwC Tax Japan. All rights reserved.

PwC refers to the PwC network member firms and/or their specified subsidiaries in Japan, and may sometimes refer to the PwC network. Each of such firms and subsidiaries is a separate legal entity. Please see [www.pwc.com/structure](http://www.pwc.com/structure) for further details.